

兵庫県公報

平成30年12月3日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 監査の結果について	1

監査委員公告

平成30年12月3日

兵庫県監査委員

原 テツアキ
門 隆 志
藤 川 泰 延
平 野 正 幸

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成30年6月22日から11月12日までの間に実施した本庁、地方機関及び財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。

— 目 次 —

第1 監 査 の 実 施	3
1 監 査 の 実 施 方 針	4
2 監 査 の 対 象	4
第2 監 査 の 結 果	6
1 総 括	7
2 指 摘 の 状 況	7
3 主 な 指 摘 事 項	9
4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項	10
第3 指 摘 項 目 の 内 容	12
1 本 庁	13
2 地 方 機 関 等	20
3 財 政 的 援 助 団 体 等	26

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

(1) 定期監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

(2) 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助等に係る出納及び出納に関連する事務の執行が適正に行われているかを主眼として、監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 定期監査

監査の対象とした本庁の部局及び49地方機関等の名称並びに監査の実施日は、次表のとおりである。

実 施 機 関 名	監 査 実 施 日
企 画 県 民 部	平成30年8月31日、9月6日、10日
健 康 福 祉 部	平成30年8月27～28日
産 業 労 働 部	平成30年8月20日、22日
農 政 環 境 部	平成30年8月24日、29日
県 土 整 備 部	平成30年8月28～29日
出 納 局	平成30年8月16日
企 業 庁	平成30年8月10日
病 院 局	平成30年8月10日
議 会 事 務 局	平成30年8月24日
監 査 委 員 会 事 務 局	平成30年8月24日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成30年9月6日
労 働 委 員 会 事 務 局	平成30年8月20日
教 育 委 員 会 事 務 局	平成30年9月3日
警 察 本 部	平成30年8月22日
企画県民部 兵庫陶芸美術館	平成30年6月27日
県立男女共同参画センター	平成30年7月6日
神戸県民センター	平成30年7月4～5日
阪神南県民センター	平成30年7月23～24日
阪神北県民局	平成30年7月31日、8月1日
丹波県民局	平成30年11月7～8日
自治研修所	平成30年7月6日
消費生活総合センター	平成30年7月6日
健康福祉部 西宮こども家庭センター	平成30年7月24日
川西こども家庭センター	平成30年8月2日
女性家庭センター	平成30年6月22日
県立総合衛生学院	平成30年7月6日
動物愛護センター	平成30年7月25日
精神保健福祉センター	平成30年7月6日
産業労働部 県立工業技術センター	平成30年7月5日
県立神戸高等技術専門学院	平成30年7月6日
県立障害者高等技術専門学院	平成30年6月22日
兵庫障害者職業能力開発校	平成30年8月2日
旅券事務所	平成30年7月6日
農政環境部 森林動物研究センター	平成30年6月27日
企 業 庁 猪名川広域水道事務所	平成30年8月9日
東播磨利水事務所	平成30年8月9日
姫路利水事務所	平成30年8月9日
北播磨・臨海建設事務所	平成30年8月9日
播磨科学公園都市まちづくり事務所	平成30年8月9日

実施機関名	監査実施日
病院局 県立尼崎総合医療センター	平成30年7月23日
県立西宮病院	平成30年7月19日
県立加古川医療センター	平成30年7月19日
県立淡路医療センター	平成30年8月8日
県立ひょうごこころの医療センター	平成30年7月9日
県立柏原病院	平成30年7月31日
県立こども病院	平成30年7月5日
県立がんセンター	平成30年8月8日
県立姫路循環器病センター	平成30年7月9日
県立粒子線医療センター	平成30年7月19日
県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター	平成30年7月4日
教育委員会 阪神教育事務所	平成30年7月24日
丹波教育事務所	平成30年11月9日
県立美術館	平成30年6月22日
県立人と自然の博物館	平成30年8月2日
柏原高等学校	平成30年6月27日
氷上西高等学校	平成30年6月27日
氷上高等学校	平成30年6月26日
篠山鳳鳴高等学校	平成30年6月27日
篠山産業高等学校	平成30年6月27日
篠山東雲高等学校	平成30年6月27日
氷上特別支援学校	平成30年6月26日
公安委員会 篠山警察署	平成30年6月27日
丹波警察署	平成30年6月27日

なお、議員のうちから選任された監査委員 原テツアキ及び門隆志は、議会事務局に係る政務活動費の監査について執行辞退を申し出、監査を実施していない。

(2) 財政的援助団体等監査

監査の対象とした9団体の名称、財政的援助等の区分及び監査の実施日は次表のとおりである。

実施団体名	財政的援助等の区分	監査実施日
公立大学法人 兵庫県立大学	出資、補助金、交付金	平成30年10月29日
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	補助金、交付金、貸付金、公の施設の管理	平成30年10月29日
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	出えん、補助金、交付金、公の施設の管理	平成30年11月12日
公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会	出えん、補助金、公の施設の管理	平成30年10月29日
公益社団法人 兵庫みどり公社	補助金、交付金、貸付金、損失補償、公の施設の管理	平成30年11月12日
兵庫県土地開発公社	出資、貸付金、利子補給、債務保証	平成30年10月29日
兵庫県道路公社	出資、債務保証	平成30年10月29日
兵庫県住宅供給公社	出資、補助金、負担金、貸付金、損失補償、公の施設の管理	平成30年11月12日
公益財団法人 兵庫県体育協会	出えん、補助金、公の施設の管理	平成30年10月29日

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、指摘事項が29機関・3団体において91項目あった。内容面では収入事務が36項目、経理処理事務が21項目で、両事務で全指摘項目の約6割を占めている。

収入事務については、担当部局の徴収努力により県税及び県税に付随する税外収入（以下「県税等」という。）を始めとする収入未済額が減少しているものの、依然として多額であることから、収入の促進に引き続き努められたい。

経理処理事務については、地方公営企業の複式簿記に係る経理処理誤りであり、実効性ある確認体制を確立すること等により、再発防止に努められたい。

これらを踏まえて、事務執行を適正・適切に推進していく上で特に必要と思われる項目を「留意・改善・要望事項」として取りまとめたので、特段の配慮を願いたい。

2 指摘の状況

(1) 定期監査

本庁及び地方機関等ごとの指摘項目数は次表のとおりである。

機 関 名	予算 執行	収入	支出	財産 管理	工事 事務	補助 事業	契約 事務	経営 成績	経理 処理	合計	指摘項目 の 内 容
本庁											
企画県民部		3	1	1			3			8	13頁
健康福祉部		1		1						2	15頁
産業労働部		1		1						2	16頁
農政環境部	1	1								2	17頁
県土整備部		1	1	2		1				5	18頁
企業庁				1						1	19頁
病院局		1								1	19頁
教育委員会事務局		1								1	19頁
警察本部		1								1	20頁
小計（9部局）	1	10	2	6		1	3			23	—
地方機関等											
神戸県民センター		2		3						5	20頁
阪神南県民センター		3	1	2	1		1			8	21頁
阪神北県民局		4		2						6	21頁
丹波県民局				1		1				2	22頁
西宮子ども家庭センター		1								1	22頁
川西子ども家庭センター		1								1	23頁
精神保健福祉センター			1							1	23頁
県立工業技術センター		1	1							2	23頁
兵庫障害者職業能力開発校			1							1	23頁
県立尼崎総合医療センター		1							3	4	23頁
県立西宮病院		1							4	5	23頁
県立加古川医療センター		1							1	2	24頁
県立淡路医療センター		1							4	5	24頁
県立ひょうごこころの医療センター		2						1	1	4	24頁
県立柏原病院		1						1	3	5	25頁
県立子ども病院		1					1	1	1	4	25頁
県立がんセンター		1							2	3	25頁
県立姫路循環器病センター		1							2	3	26頁
県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター								1		1	26頁

機 関 名	予算 執行	収入	支出	財産 管理	工事 事務	補助 事業	契約 事務	経営 成績	経理 処理	合計	指摘項目 の 内 容
篠山警察署				1						1	26頁
小 計 (20機関)		22	4	9	1	1	2	4	21	64	—
合 計 (29機関)	1	32	6	15	1	2	5	4	21	87	—

なお、次の本庁及び地方機関等については指摘はなかった。

(本庁)

出納局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

(地方機関等)

企画県民部	兵庫陶芸美術館、県立男女共同参画センター、自治研修所、消費生活総合センター
健康福祉部	女性家庭センター、県立総合衛生学院、動物愛護センター
産業労働部	県立神戸高等技術専門学院、県立障害者高等技術専門学院、旅券事務所
農政環境部	森林動物研究センター
企 業 庁	猪名川広域水道事務所、東播磨利水事務所、姫路利水事務所、北播磨・臨海建設事務所、播磨科学公園都市まちづくり事務所
病 院 局	県立粒子線医療センター
教育委員会	阪神教育事務所、丹波教育事務所、県立美術館、県立人と自然の博物館、柏原高等学校、氷上西高等学校、氷上高等学校、篠山鳳鳴高等学校、篠山産業高等学校、篠山東雲高等学校、氷上特別支援学校
公安委員会	丹波警察署

(2) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等の指摘項目数は、次表のとおりである。

団 体 名	収入	指摘項目 の 内 容
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	1	26頁
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	1	26頁
兵庫県住宅供給公社	2	27頁
合 計 (3団体)	4	—

なお、次の財政的援助団体等については指摘はなかった。

公立大学法人 兵庫県立大学、公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会、公益社団法人 兵庫みどり公社、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、公益財団法人 兵庫県体育協会
--

(3) 指摘項目数合計

内容別内訳	予算 執行	収入	支出	財産 管理	工事 事務	補助 事業	契約 事務	経営 成績	経理 処理	合計
合 計 (29機関・3団体)	1	36	6	15	1	2	5	4	21	91

3 主な指摘事項

指摘のあった32機関等、指摘事項91項目のうち、主な指摘事項は次のとおりである。

(1) 収入未済について

ア 県税等

県税等の収入未済額は11,781,329,479円で、前年度と比較すると1,227,608,863円減少（減少率9.4%）しているものの、今回の報告の中で指摘している収入未済額22,580,695,494円（財政的援助団体等分を除く。）の52.2%と大きなウェイトを占めている。

イ 県税等以外（一般会計及び特別会計分）

県税等以外の収入未済額は10,799,366,015円で、その主なものは小規模企業者等振興資金特別会計における中小企業高度化資金7,038,873,134円及び県営住宅事業特別会計における住宅使用料及び弁償金（以下「住宅使用料等」という。）1,365,640,350円であり、前年度と比較すると415,910,029円減少（減少率3.7%）している。

ウ 財政的援助団体等

(7) 生活福祉資金貸付金償還金等の収入未済額は、前回監査を執行した平成27年度末と比較すると686,484,146円増加（増加率16.1%）しており、4,942,185,424円となっている。（社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会）

(4) 公社住宅に係る家賃等の収入未済額は、前年度と比較すると45,178,312円減少（減少率19.4%）しているものの、187,819,865円となっている。（兵庫県住宅供給公社）

(2) 経理事務の誤りにについて

ア 収入事務について

随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成30年度に納入通知書を発した収入を29年度収入としているもの等が5件、272,560円あった。（神戸県民センター1件、90,000円／阪神南県民センター4件、182,560円）

イ 支出事務について

支出負担行為は支出の義務を負う予算執行の第一段階の行為であり、財務規則等に基づき適時に決定することが必要であるが、事前に支出負担行為の決定を行う必要があるにもかかわらず、請求のあったときに決定していたものが3件、1,523,610円あった。（阪神南県民センター662,040円／精神保健福祉センター501,120円／兵庫障害者職業能力開発校360,450円）

ウ 地方公営企業の経理処理について

弁護士法人等債権回収業者に委託し、回収不能案件との報告があった未収金は、当該報告を受けた日の属する会計年度に貸倒引当金を計上すべきであるのに、これを計上していないものがあったため、貸倒引当金繰入額が107件、5,726,506円過少計上となっていた。（県立尼崎総合医療センター105件、5,136,356円／県立ひょうごこころの医療センター2件、590,150円）

また、貸倒引当金の算定基礎とする未収金額を誤ったこと等のため、貸倒引当金繰入額が4機関、1,062,671円過大計上となっていた。（県立西宮病院710,682円／県立淡路医療センター105,288円／県立柏原病院192,883円／県立がんセンター53,818円）

(3) 財産管理について

ア 公用車の損傷等について

公用車の損傷について指摘したものは、6機関24台で、前年度同期と比較すると、損傷台数が4台増えている。（神戸県民センター、阪神北県民局、丹波県民局等）

また、財務規則において、使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を所属長を経て知事に提出しなければならないと規定されているが、その提出を怠ったこと等のため、2機関、

18台で公用車の損傷の発生時期や原因が不明となっていた。(神戸県民センター、阪神北県民局)

イ 商標権の帰属誤りについて

委託契約により生じる著作権等については県に帰属させる必要があるのに、「五つ星ひょうご」プロモーション事業業務委託契約により取得した商標権が受託者名義となっていた。(産業労働部)

(4) 補助金事務の誤りについて

ア 概算払により支出した三木屋内テニス場大会誘致等事業補助金5,850,000円について、実績確認が行われず、補助金交付要綱等に基づく補助金の額の確定及び概算払に対する精算の手続もなされていなかった。(県土整備部)

イ 県民まちなみ緑化事業において、交付決定の段階で仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額があることが明らかであったのに補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めたため、補助金が1件、80,000円過大交付となっていた。(丹波県民局)

(5) 契約事務の誤りについて

ア 予定価格が100万円を超える業務委託については、競争入札により契約を締結する必要があるが、一括発注すべき一連の業務を100万円以下の数件の業務に分割し、随意契約により契約しているものが2件あった。(企画県民部)

イ 契約金額が200万円を超える契約の締結に当たっては、契約上の義務の履行を確保するとともに、履行されない場合の県の損害の補填を容易にするため、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、これを行わないまま契約を締結していたもの、徴収額が不足していたもの、徴収した契約保証金を業務等完了後に速やかに還付していなかったものが次のとおりであった。

(7) 契約保証金の徴収等をしていなかったもの：2機関、2件(企画県民部、契約額32,400,000円/県立こども病院、契約額2,488,968円)

(8) 契約保証金等が不足していたもの：1件(阪神南県民センター、不足額2,381,424円)

(9) 契約保証金の還付が遅延していたもの：1件(企画県民部)

4 留意・改善・要望事項

留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

今回指摘している収入未済額は、合計22,580,695,494円(財政的援助団体等分を除く。)で、税収強化対策本部及び債権管理推進本部を中心として全庁を挙げて収入未済額の縮減に取り組んでいるところであり、前年度と比較すると減少しているものの、依然として多額である。

新規滞納の発生防止に加え、長期の滞納や償還に誠意のない債務者に対しては、連帯保証人への催告の強化や簡易裁判所の支払督促手続の活用など、債権管理標準マニュアル等に基づいた支払督促や強制執行等を行い債権の保全、回収、整理に向けた取組を適切に行われたい。

なかでも、県税等、中小企業高度化資金及び住宅使用料等に係る収入未済額が全体の約9割を占めており、収入未済額の更なる縮減のためには、これらに対する精力的な取組が非常に重要であることから、特に次の点に留意し、引き続き収入促進に努められたい。

ア 県税等

(7) 県税等の収入未済額は減少傾向にあるものの、更なる縮減に向け、各県民局等における取組事例を共有し、情報・ノウハウを最大限生かしたより効果的な取組を検討すること。

(8) 個人県民税について、平成30年度からの全事業者を対象とした特別徴収一斉指定の実施を踏まえ、市町との連携のもと、滞納の未然防止の取組を推進すること。

イ 中小企業高度化資金

長期間にわたり収入未済となっているものが相当額あることから、債権管理の基本方針に基づき債権の保全、回収に向けた取組を強化すること。

また、債務者及び連帯保証人の資産調査等を適切に行うなど必要な回収努力を行ってもなお回収困難

な債権については、県が保有する債権の放棄に関する条例の規定に基づく債権放棄を行うこと。

ウ 住宅使用料等

家賃の滞納等による県営住宅の明渡し請求の日の翌日から明渡しを行う日までの期間について徴収する弁償金に係る収入未済額が、住宅使用料等に係る収入未済額の約6割を占めていることから、弁償金の徴収率向上に向けた対策を引き続き実施すること。

また、住宅使用料については、収納事務を委託している兵庫県住宅供給公社等を的確に指導すること。

(2) 経理事務の適正化について

地方公営企業の複式簿記に係る経理処理も含め、基本的な理解不足や事務処理の際の確認不足、確認漏れに起因する初歩的な誤りが依然として見受けられるが、組織的なチェック体制が機能しなかったことに起因するものと考えられる。

幅広い職員が研修等を通じ財務関係規程等について十分な理解に努め、遵守意識を徹底するとともに、実効性のあるチェック体制、指導体制を確立するなど、経理事務の適正化に努められたい。

(3) 財産管理について

ア 公用車の損傷防止及び適正な管理について

公用車を使用する機関は、引き続き交通安全研修の実施や職場会議等での意識啓発に努めるとともに、事故発生の原因を検証し実効性のある対応策を講じられたい。

また、損傷の発生時期や原因が不明となっていたことについて、所属長は、自らの管理責任を十分に認識するとともに、所属職員に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書を直ちに提出することが必要であることを周知するなど、公用車の適正な管理を徹底されたい。

イ 商標権の適正な管理について

委託契約により取得した商標権が受託者名義となっていた事例があったが、権利の帰属について認識が不十分であったため生じたものであることから、このような事務に携わる職員は関係規程等について十分な理解に努めるとともに、管理・監督職員は委託契約により生じる権利の確認を徹底するなど商標権の適正な管理に努められたい。

(4) 補助金事務の適正な執行について

これまでから補助事業については、必要に応じ現地調査を行うなど適正な事務処理の実施を求めてきたところであるが、実績確認が行われていない事例、補助事業者の消費税等課税事業者該当の有無について確認を漏らしたために補助金が過大交付となった事例があった。

補助金交付要綱等に基づく適正な事務処理を行うとともに、補助事業者に事務手続を遵守させることを徹底されたい。

(5) 契約事務の適正な執行について

競争入札により契約を締結すべき業務を分割して随意契約で執行していた事例など、競争性、経済性、公平性、公正性を確保する観点から不適切な事務処理があった。

法令や財務規則等で遵守すべきルールを逸脱した事務処理を行った場合には県に損害が生じる可能性もあることから、契約事務に携わる職員はこのことを十分に認識し、適切に事務処理を行い、管理・監督職は契約事務プロセスの各段階における実効性のあるチェック体制を確立するなど、契約事務の適正な執行に努められたい。

(6) 事業実施効果の発現について

今年度実施されているふるさと創生推進事業や県政150周年事業なども含め、事業の推進に当たっては、準備段階での十分な需要把握、本庁・地方機関等の連絡調整、関係団体からの費用徴収を含めた事業手法の検討、実施段階での進捗状況の把握、関係団体との連携、実施後における事業効果の評価、事業の見直しを的確に行い、最少の経費で最大の効果が挙がるよう努められたい。

第3 指 摘 項 目 の 内 容

1 本庁

企画県民部

1 収入の促進について（税務課）

平成29年度（決算時現在）における県税等の調定及び収入状況は次表のとおりで、収入未済額11,799,291,610円から法定徴収猶予分17,962,131円を除いた収入未済額は、前年度と比較すると1,227,608,863円減少しているものの、11,781,329,479円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
		円	円	円	円	%	%	
県 税	県 民 税	個 人	245,828,253,513	236,122,740,279	802,900,573	8,902,612,661	96.1	95.5
		法 人	21,723,402,436	21,638,064,006	17,844,120	67,494,310	99.6	99.5
		利 子 割	3,080,568,404	3,080,568,404	0	0	100.0	100.0
		計	270,632,224,353	260,841,372,689	820,744,693	8,970,106,971	96.4	95.9
	事 業 税	個 人	7,278,450,771	7,095,639,769	24,622,717	158,188,285	97.5	97.0
		法 人	135,787,839,632	135,536,084,920	36,966,824	214,787,888	99.8	99.8
		計	143,066,290,403	142,631,724,689	61,589,541	372,976,173	99.7	99.7
	地 方 消 費 税	187,104,306,000	187,104,306,000	0	0	100.0	100.0	
	不 動 産 取 得 税	17,465,467,810	17,020,258,724	44,183,924	(17,008,761) 384,016,401	97.5	96.8	
	県 た ば こ 税	5,320,661,420	5,320,661,420	0	0	100.0	100.0	
	ゴ ル フ 場 利 用 税	3,583,446,028	3,583,446,028	0	0	100.0	100.0	
	自 動 車 取 得 税	7,888,506,400	7,888,506,400	0	0	100.0	100.0	
	軽 油 引 取 税	38,101,316,794	37,999,258,696	0	(953,370) 101,104,728	99.7	99.7	
	自 動 車 税	62,136,061,607	61,221,317,379	83,159,729	831,584,499	98.5	98.3	
	鉦 区 税	10,624,500	10,624,500	0	0	100.0	100.0	
	狩 猟 税	37,431,600	37,431,600	0	0	100.0	100.0	
	よ る 税 に よ る 特 別 地 方 消 費 税	70,245	0	16,772	53,473	0	0	
	計	735,346,407,160	723,658,908,125	1,009,694,659	(17,962,131) 10,659,842,245	98.4	98.2	
	県 税 に 付 随 す る 税 外 収 入	2,300,778,884	993,068,822	186,222,828	1,121,487,234	43.2	41.9	
合 計	737,647,186,044	724,651,976,947	1,195,917,487	(17,962,131) 11,781,329,479	98.2	98.0		

(注) 収入未済額欄に法定徴収猶予分を（ ）外書きした。

2 収税事務について（税務課）

平成29年度（決算時現在）における200万円以上の県税高額滞納者（法定徴収猶予分を除く。）は、前年度と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は50人、総額は374,041,933円となっている。

3 経理事務について（税務課、消防課）

- (1) 個人住民税特別対策に係る併任徴収に要した経費の負担を該当市町に求めるに当たり、算定の根拠となる処理件数を誤ったため、(節)個人住民税特別対策経費収入が1件、97,262円過少徴収となっていた。
- (2) メディカルコントロール従事医師研修会に係る報償費（謝金）の支出において、3か月から12か月以上遅れているものが13件、174,000円あった。

4 物品の損傷について（管財課、消防課）

平成29年7月13日及び11月14日に発生した自損事故等により、公用車3台を損傷（リース車修繕費459,119円）していた。

5 契約事務について（広報戦略課、地域振興課、青少年課）

- (1) 平成27年度兵庫県ホームページ広告掲載事業に関する業務に係る履行確認を行った後、1年7か月以上経過して還付されている契約保証金が1件、819,720円あった。
- (2) 契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、ふるさとワーキングホリデー実施業務委託契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が1件（契約額32,400,000円）あった。
- (3) 予定価格が100万円を超える業務委託については競争入札により契約を締結する必要があるが、児童ポルノ自画撮り被害防止キャンペーン啓発のぼり発送業務を100万円以下の業務3件に分割（契約総額2,287,660円）し、随意契約により契約していた。
また、同リーフレット発送業務を100万円以下の業務2件に分割（契約総額1,664,267円）し、随意契約により契約していた。

健康福祉部

1 収入の促進について（生活支援課、児童課、障害福祉課、医務課、疾病対策課、健康増進課）

平成29年度における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると24,886,470円減少しているものの、181,337,942円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
		円	円	円	円	%	%	
一	児 童 福 祉 設 施 費 弁 償 金	現年度分	71,753,035	69,357,367	0	2,395,668	96.7	98.8
		滞納繰越分	5,186,393	908,659	1,632,949	2,644,785	17.5	8.7
		計	76,939,428	70,266,026	1,632,949	5,040,453	91.3	91.9
生 活 保 護 費 等 弁 償 金	現年度分	33,414,208	31,491,149	0	1,923,059	94.2	92.3	
	滞納繰越分	3,692,391	441,268	39,165	3,211,958	12.0	11.8	
	計	37,106,599	31,932,417	39,165	5,135,017	86.1	80.4	
看 護 師 学 生 等 修 学 資 金 貸 付 金 返 還 金 に 係 連 約 金	現年度分	1,443,750	631,947	0	811,803	43.8	48.3	
	滞納繰越分	4,261,402	373,916	0	3,887,486	8.8	8.2	
	計	5,705,152	1,005,863	0	4,699,289	17.6	16.8	
一 般	児 童 扶 養 手 当 金 過 年 度 過 払 返 納 金	現年度分	638,980	184,660	0	454,320	28.9	39.0
		滞納繰越分	11,243,210	1,835,110	0	9,408,100	16.3	7.7
		計	11,882,190	2,019,770	0	9,862,420	17.0	8.8
一 般	看 護 師 学 生 等 修 学 資 金 貸 付 金 返 還 金	現年度分	4,147,704	3,520,304	0	627,400	84.9	15.8
		滞納繰越分	33,876,987	919,200	5,712,000	27,245,787	2.7	5.7
		計	38,024,691	4,439,504	5,712,000	27,873,187	11.7	13.2
一 般	分 煙 設 備 整 備 事 業 補 助 金 返 還 金	現年度分	1,797,130	1,797,130	0	0	100.0	—
		滞納繰越分	8,915,000	0	0	8,915,000	0	0
		計	10,712,130	1,797,130	0	8,915,000	16.8	0
一 般	心 身 障 害 者 扶 養 共 済 加 入 金	現年度分	76,446,550	76,387,930	0	58,620	99.9	99.9
		滞納繰越分	6,064,240	8,970	1,149,950	4,905,320	0.1	0
		計	82,510,790	76,396,900	1,149,950	4,963,940	92.6	91.3
計	雑 入 の うち 児 童 扶 養 手 当 金 過 年 度 過 払 返 納 金	現年度分	0	0	0	0	—	—
		滞納繰越分	1,206,840	43,000	0	1,163,840	3.6	3.2
		計	1,206,840	43,000	0	1,163,840	3.6	3.2
計	雑 入 の うち 原 爆 被 害 者 健 康 管 理 手 当 金 過 年 度 過 払 返 還 金	現年度分	1,095,000	20,000	0	1,075,000	1.8	33.3
		滞納繰越分	1,738,800	215,000	0	1,523,800	12.4	11.8
		計	2,833,800	235,000	0	2,598,800	8.3	20.6
特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 償 還 金	現年度分	155,116,790	145,105,950	0	10,010,840	93.5	92.7
		滞納繰越分	118,619,684	12,866,753	4,677,775	101,075,156	10.8	11.2
		計	273,736,474	157,972,703	4,677,775	111,085,996	57.7	57.8
合 計	現年度分	345,853,147	328,496,437	0	17,356,710	—	—	
	滞納繰越分	194,804,947	17,611,876	13,211,839	163,981,232	—	—	
	計	540,658,094	346,108,313	13,211,839	181,337,942	—	—	

2 財産管理事務について（障害福祉課）

精神保健福祉センター内に県・神戸市共同で設置したひょうご・こうべ依存症対策センターにおいて、使用許可手続を行うことなく、施設の一部を市に使用させていた。

産 業 労 働 部

1 収入の促進について（経営商業課）

平成29年度における小売商業店舗等共同化資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると131,509,739円減少しているものの、7,049,657,738円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
		円	円	円	円	%	%	
中小企業高度化資金	共同施設資金貸付金償還金	現年度分	144,672,000	134,743,000	0	9,929,000	93.1	94.2
		滞納繰越分	1,010,020,860	4,962,100	0	1,005,058,760	0.5	0.5
		計	1,154,692,860	139,705,100	0	1,014,987,760	12.1	14.1
	小売商業店舗等共同化資金貸付金償還金	現年度分	502,841,000	323,585,000	0	179,256,000	64.4	61.8
		滞納繰越分	2,858,474,000	5,250,000	0	2,853,224,000	0.2	0.1
		計	3,361,315,000	328,835,000	0	3,032,480,000	9.8	4.0
	企業合同資金貸付金償還金	現年度分	80,000,000	80,000,000	0	0	100.0	100.0
		滞納繰越分	27,980,753	0	0	27,980,753	0	0
		計	107,980,753	80,000,000	0	27,980,753	74.1	72.8
	工場共同化資金貸付金償還金	現年度分	2,000,000	2,000,000	0	0	100.0	100.0
		滞納繰越分	786,179,000	14,200,000	0	771,979,000	1.8	1.7
		計	788,179,000	16,200,000	0	771,979,000	2.1	2.0
	産地知識集約化資金貸付金償還金	現年度分	0	0	0	0	—	—
		滞納繰越分	152,380,000	1,800,000	0	150,580,000	1.2	0.8
		計	152,380,000	1,800,000	0	150,580,000	1.2	0.8
	地域改善対策高度化資金貸付金償還金	現年度分	2,000,000	2,000,000	0	0	100.0	100.0
		滞納繰越分	1,261,739,000	1,620,000	0	1,260,119,000	0.1	0.1
		計	1,263,739,000	3,620,000	0	1,260,119,000	0.3	0.3
	小売商業等小商店街近代化資金貸付金償還金	現年度分	73,458,000	64,410,000	0	9,048,000	87.7	92.8
		滞納繰越分	233,783,367	340,000	175,203,641	58,239,726	0.1	0.2
計		307,241,367	64,750,000	175,203,641	67,287,726	21.1	30.8	
高度化資金違約弁償金	現年度分	4,119,281	2,388	0	4,116,893	0.1	100.0	
	滞納繰越分	692,074,318	100,000	130,715,347	561,258,971	0.0	0.0	
	計	696,193,599	102,388	130,715,347	565,375,864	0.0	0.0	
高度化資金貸付金利息	現年度分	8,546,823	7,911,367	0	635,456	92.6	92.5	
	滞納繰越分	147,447,575	0	0	147,447,575	0	0	
	計	155,994,398	7,911,367	0	148,083,031	5.1	5.6	
小 計	現年度分	817,637,104	614,651,755	0	202,985,349	—	—	
	滞納繰越分	7,170,078,873	28,272,100	305,918,988	6,835,887,785	—	—	
	計	7,987,715,977	642,923,855	305,918,988	7,038,873,134	—	—	
設備近代化資金貸付金償還金	現年度分	0	0	0	0	—	—	
	滞納繰越分	6,243,840	4,000	0	6,239,840	0.1	0	
	計	6,243,840	4,000	0	6,239,840	0.1	0	
地域産業等振興資金貸付金償還金	現年度分	0	0	0	0	—	—	
	滞納繰越分	2,435,000	180,000	0	2,255,000	7.4	2.8	
	計	2,435,000	180,000	0	2,255,000	7.4	2.8	
設備資金違約弁償金	現年度分	0	0	0	0	—	—	
	滞納繰越分	2,409,764	120,000	0	2,289,764	5.0	4.7	
	計	2,409,764	120,000	0	2,289,764	5.0	4.7	
合 計	現年度分	817,637,104	614,651,755	0	202,985,349	—	—	
	滞納繰越分	7,181,167,477	28,576,100	305,918,988	6,846,672,389	—	—	
	計	7,998,804,581	643,227,855	305,918,988	7,049,657,738	—	—	

2 財産の取得について（観光振興課）

委託契約により生じる著作権等については県に帰属させる必要があるのに、平成29年度「五つ星ひょうご」プロモーション事業業務委託契約により取得した商標権が受託者名義となっていた。

農政環境部

1 収入の促進について（農林経済課）

平成29年度における農業改良資金貸付金償還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると1,938,175円減少しているものの、44,958,709円と多額となっている。

区 分		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合
		円	円	円	円	%	%
農業改良資金償還金	現年度分	8,548,249	8,548,249	0	0	100.0	100.0
	滞納繰越分	39,218,014	1,325,658	0	37,892,356	3.4	3.9
	計	47,766,263	9,873,907	0	37,892,356	20.7	29.0
違約弁償金	現年度分	1,081,825	514,342	0	567,483	47.5	6.9
	滞納繰越分	7,678,870	1,180,000	0	6,498,870	15.4	7.5
	計	8,760,695	1,694,342	0	7,066,353	19.3	7.5
合 計	現年度分	9,630,074	9,062,591	0	567,483	—	—
	滞納繰越分	46,896,884	2,505,658	0	44,391,226	—	—
	計	56,526,958	11,568,249	0	44,958,709	—	—

（注）貸付金の償還事務は兵庫県信用農業協同組合連合会に委託している。

2 予算計上について（農地整備課）

繰越明許費として予算で定めて翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならないが、公共農林水産施設災害復旧費において、961,790円財源不足を生じていた。

県土整備部

1 収入の促進について（道路保全課、港湾課、住宅管理課）

平成29年度における県営住宅使用料等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると156,588,132円減少しているものの、2,141,620,939円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合	
		円	円	円	円	%	%	
一般会計	港湾施設 占用料	現年度分	663,641,520	657,392,190	0	6,249,330	99.1	99.2
		滞納繰越分	20,674,730	13,197,450	217,420	7,259,860	63.8	41.5
		計	684,316,250	670,589,640	217,420	13,509,190	98.0	97.1
	海岸占用料	現年度分	53,598,600	48,008,850	0	5,589,750	89.6	90.1
		滞納繰越分	10,369,436	3,305,980	517,050	6,546,406	31.9	50.6
		計	63,968,036	51,314,830	517,050	12,136,156	80.2	82.9
	雑入のうち 道路損傷に係る費用負担金	現年度分	3,575,880	0	0	3,575,880	0	0.0
		滞納繰越分	467,782,632	40,400	0	467,742,232	0.0	0
		計	471,358,512	40,400	0	471,318,112	0.0	0.0
特別会計	港湾施設 使用料	現年度分	2,127,037,420	2,084,127,360	0	42,910,060	98.0	98.7
		滞納繰越分	239,619,271	2,846,920	665,280	236,107,071	1.2	1.6
		計	2,366,656,691	2,086,974,280	665,280	279,017,131	88.2	89.6
	県営住宅 使用料	現年度分	12,537,520,557	12,402,502,860	0	135,017,697	98.9	99.0
		滞納繰越分	529,670,738	109,815,940	46,257,596	373,597,202	20.7	21.4
		計	13,067,191,295	12,512,318,800	46,257,596	508,614,899	95.8	95.5
	ひょうご県民 住宅使用料	現年度分	146,537,093	145,618,415	0	918,678	99.4	99.4
		滞納繰越分	5,401,956	965,484	1,047,666	3,388,806	17.9	21.3
		計	151,939,049	146,583,899	1,047,666	4,307,484	96.5	96.1
	借上県営住宅 使用料	現年度分	392,372,682	392,026,935	0	345,747	99.9	99.5
		滞納繰越分	45,932,527	2,893,766	10,389,167	32,649,594	6.3	12.0
		計	438,305,209	394,920,701	10,389,167	32,995,341	90.1	91.2
	弁 償 金	現年度分	23,161,516	5,003,953	0	18,157,563	21.6	32.0
		滞納繰越分	979,519,091	5,469,002	172,485,026	801,565,063	0.6	0.5
		計	1,002,680,607	10,472,955	172,485,026	819,722,626	1.0	1.1
合 計	現年度分	15,947,445,268	15,734,680,563	0	212,764,705	—	—	
	滞納繰越分	2,298,970,381	138,534,942	231,579,205	1,928,856,234	—	—	
	計	18,246,415,649	15,873,215,505	231,579,205	2,141,620,939	—	—	

(注) 県営住宅使用料、ひょうご県民住宅使用料及び借上県営住宅使用料は、収納事務を兵庫県住宅供給公社等に委託している。

2 補助事業について（公園緑地課）

概算払により支出した三木屋内テニス場大会誘致等事業補助金5,850,000円について、実績確認が行われず、補助金の額の確定及び概算払に対する精算もなされていなかった。

3 経理事務について（総務課）

支給の始期を誤ったため、平成29年度住居手当が3件、72,500円過少支給となっていた。

4 廃川敷地の管理について（用地課）

平成30年3月末現在において普通財産として管理している廃川敷地の無断使用は、2件、105平方メートルである。

5 ふ頭用地の利用促進について（港湾課）

平成30年3月末現在において県が管理するふ頭の収益施設用地のうち、利用率が4.3%から24.8%と低調なものが9か所あった。

企 業 庁

土地の売却について（地域整備事業会計）

平成29年度末現在における売却可能な土地は、1,326,641平方メートルあり、そのうち売却可能になってから10年以上経過しているもの（自己使用中のもの等を除く。）は、177,287平方メートルある。

病 院 局

未収金について

平成29年度末現在における各病院の未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、2,320件、202,160,435円（過少計上額を加え、過大計上額及び消滅時効期間を経過等した未収金に係る正当貸倒引当金計上額を除く。）であり、前年度と比較すると未収金額が増加している。

教 育 委 員 会 事 務 局

収入の促進について（財務課、社会教育課）

平成29年度における大学奨学資金貸付金返還金等の償還等の状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると47,473,298円減少しているものの、1,154,414,657円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	調定額に対する収入済額の割合	前年度の同割合
		円	円	円	円	%	%
大学奨学資金貸付金返還金 (地域改善対策奨学資金貸付金(大学))	現年度分	109,828,750	77,367,200	0	32,461,550	70.4	73.2
	滞納繰越分	425,625,874	29,294,030	0	396,331,844	6.9	6.5
	計	535,454,624	106,661,230	0	428,793,394	19.9	21.6
高校奨学資金貸付金返還金 (地域改善対策奨学資金貸付金(高校))	現年度分	21,823,885	10,399,005	0	11,424,880	47.6	52.8
	滞納繰越分	429,200,580	33,821,644	1,779,320	393,599,616	7.9	6.9
	計	451,024,465	44,220,649	1,779,320	405,024,496	9.8	9.8
高等学校奨学資金貸付金返還金	現年度分	217,621,828	186,611,258	0	31,010,570	85.8	85.1
	滞納繰越分	334,137,351	46,711,154	540,000	286,886,197	14.0	13.8
	計	551,759,179	233,322,412	540,000	317,896,767	42.3	44.3
雑入のうち埋蔵文化財事務所公金着服事件弁償金	現年度分	360,000	0	0	360,000	0	0
	滞納繰越分	2,340,000	0	0	2,340,000	0	1.5
	計	2,700,000	0	0	2,700,000	0	1.3
合 計	現年度分	349,634,463	274,377,463	0	75,257,000	—	—
	滞納繰越分	1,191,303,805	109,826,828	2,319,320	1,079,157,657	—	—
	計	1,540,938,268	384,204,291	2,319,320	1,154,414,657	—	—

(注) 貸付金の償還事務は公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に委託している。

警察本部

収入の促進について

平成29年度における放置違反金等の収入状況は次表のとおりで、収入未済額は前年度と比較すると53,514,215円減少しているものの、227,376,030円と多額となっている。

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	調 定 額 に 対 する 収入 済 額 の 割 合	前 年 度 の 同 割 合
		円	円	円	円	%	%
延滞金 (放置違反金に 係る延滞金)	現年度分	17,731,100	6,603,300	9,100	11,118,700	37.2	35.4
	滞納繰越分	111,216,929	2,914,220	22,415,100	85,887,609	2.6	2.0
	計	128,948,029	9,517,520	22,424,200	97,006,309	7.4	8.3
過料等 (放置違反金)	現年度分	778,503,000	736,221,112	54,000	42,227,888	94.6	93.9
	滞納繰越分	165,650,999	52,976,451	27,266,608	85,407,940	32.0	30.2
	計	944,153,999	789,197,563	27,320,608	127,635,828	83.6	78.4
自動車損傷 弁償金	現年度分	3,118,649	2,894,569	0	224,080	92.8	61.7
	滞納繰越分	2,749,817	240,004	0	2,509,813	8.7	0.4
	計	5,868,466	3,134,573	0	2,733,893	53.4	40.9
合 計	現年度分	799,352,749	745,718,981	63,100	53,570,668	—	—
	滞納繰越分	279,617,745	56,130,675	49,681,708	173,805,362	—	—
	計	1,078,970,494	801,849,656	49,744,808	227,376,030	—	—

2 地方機関等

(企画県民部関係)

神戸県民センター

県民交流室

1 物品の損傷について

平成29年5月1日から30年2月23日までの間に発生した自損事故により、公用車5台を損傷（県有車両損傷額96,627円、リース車修繕費167,736円）していた。

2 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民センターが把握した公用車12台の損傷は、発生時期や原因が不明となっていた。

神戸県税事務所

収税事務について

平成29年度(30年4月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額は減少しているものの、その人数は20人、総額は99,486,634円で、うち滞納繰越分は31,075,734円である。

神戸土木事務所

1 経理事務について

随時の収入である広告料収入を平成29年度収入とするためには納入通知書を同年度中に発する必要があるが、事務処理が遅れ30年度に発していたものが1件、90,000円あった。

2 財産管理事務について

平成30年3月末現在において同所が把握している廃川敷地の無断使用は、2件、105平方メートルである。

阪神南県民センター

県民交流室

物品の損傷について

平成29年8月15日に発生した接触事故により、公用車1台を損傷(リース車修繕費205,200円)していた。

西宮県税事務所

収税事務について

平成29年度(30年4月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は9人、総額は135,524,775円で、うち滞納繰越分は106,615,315円である。

芦屋健康福祉事務所

経理事務について

庁舎屋上アスファルト防水補修工事の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに需用費(修繕費)を支出していたものが1件、662,040円あった。

西宮土木事務所

1 収入の促進について

平成29年度(30年4月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は139件、総額は271,692,635円で、うち滞納繰越分は88件、223,735,781円である。

2 経理事務について

随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成30年度収入とすべき30年4月13日に納入通知書を発した工事に伴う光熱水費負担金を29年度収入としているものが4件、182,560円あった。

3 占・使用許可事務について

平成29年3月までに許可期間が満了した海岸占用等のうち、30年4月末現在許可更新手続未了のものが3件ある。

4 契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、緊急小規模等河川維持修繕工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が1件(不足額2,381,424円)あった。

5 工事関係事務について

仁川百合野地すべり資料館の物品(拡声器、ワイヤレスマイク)の購入に際し、物品購入手続で行うべきところ、緊急小規模河川工事として執行していたものが1件、143,640円あった。

阪神北県民局

総務企画室

1 物品の損傷について

平成29年8月7日から30年1月5日までの間に発生した自損事故等により、公用車7台を損傷(県有車両損傷額298,868円、リース車修繕費540,769円)していた。

2 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車6台の損傷は、その発生時期や原因が不明となっていた。

伊丹県税事務所

収税事務について

平成29年度(30年4月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は7人、総額は56,355,773円で、うち滞納繰越分は3,324,973円である。

宝塚健康福祉事務所

収入の促進について

平成29年度(30年4月末現在)における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は55件、総額は1,028,517円で、うち滞納繰越分は36件、515,821円である。

宝塚土木事務所

1 収入の促進について

平成29年度(30年4月末現在)における雑入(道路損傷行為に係る費用負担金)等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は4件、総額は3,902,820円で、うち滞納繰越分は3件、326,940円である。

2 経理事務について

河川占用料が1件、109,900円調定漏れとなっていた。

丹波県民局

県民交流室

物品の損傷について

平成29年5月19日から11月1日までの間に発生した自損事故等により、公用車6台を損傷(県有車両損傷額128,628円、リース車修繕費535,575円)していた。

丹波土木事務所

補助事業について

県民まちなみ緑化事業において、交付決定の段階で仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額があることが明らかであったのに補助対象経費に消費税及び地方消費税を含めたため、平成29年度補助金が1件、80,000円過大交付となっていた。

(健康福祉部関係)

西宮こども家庭センター

収入の促進について

平成29年度(30年4月末現在)における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は127件、総額は1,381,961円で、うち滞納繰越分は62件、621,871円である。

川西子ども家庭センター**収入の促進について**

平成29年度（30年4月末現在）における児童福祉施設弁償金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は115件、総額は1,723,475円で、うち滞納繰越分は53件、552,341円である。

精神保健福祉センター**経理事務について**

自己負担上限額管理票に係る印刷の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに需用費（印刷製本費）を支出していたものが1件、501,120円あった。

(産業労働部関係)**県立工業技術センター****経理事務について**

- (1) 共同研究分担金（1件、200,000円）の調定が3か月以上遅れ、平成30年1月30日となっていた。
- (2) (節) 工事請負費で支出すべき非破壊検査室防火設備等追加工事費1件、595,040円が(節) 需用費で、また、(節) 備品購入費で支出すべき実験台等5台の購入代金、1,587,600円が(節) 工事請負費で支出されていた。

兵庫障害者職業能力開発校**経理事務について**

訓練棟北通路舗装陥没部修繕工事の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに需用費（修繕費）を支出していたものが1件、360,450円あった。

(病院局関係)**県立尼崎総合医療センター****1 未収金について**

平成29年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、975件、75,610,525円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る正当貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 弁護士法人等債権回収業者に委託し、回収不能案件との報告があった未収金は、当該報告を受けた日の属する会計年度に貸倒引当金を計上すべきであるのに、これを計上していないものがあったため、貸倒引当金繰入額が105件、5,136,356円過少計上となっていた。
- (2) 金属造である備蓄倉庫を耐用年数の異なる鉄骨鉄筋コンクリート造の病院本館に含めて固定資産台帳に記載し、減価償却処理をしたため、減価償却費が1件、70,732円過少計上となっていた。
- (3) 地上送迎ゾーン区画整理工事に伴い撤去した本館北玄関前障害者専用駐車区画について、その除却に係る経理処理を行わなかったため、固定資産除却費が1件、743,545円過少計上となっていた。

県立西宮病院**1 未収金について**

平成29年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、369件、43,278,254円（過少計上額を加え、過大計上額及び消滅時効期間を経過等した未収金に係る正当貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 患者負担分に係る未収金の計上を漏らしたため、外来収益が22件、69,900円過少計上、その他医業外収益が18件、127,908円過少計上となっていた。
- (2) 貸金等の未払金計上に当たり、貸金等から控除する雇用保険料本人負担分の収益計上を行わなかったため、その他医業外収益が191件、101,613円過少計上となっていた。
- (3) 貸倒引当金の算定基礎とする未収金額を誤ったため貸倒引当金繰入額が709,672円過大計上となっていたほか、同繰入額が1件、1,010円過大計上となっていた。
- (4) 給食材料のたな卸に当たり、同院が所有していない災害用備蓄食料等を計上したため、貯蔵品（給食材料）が1件、3,832,132円過大計上となっていた。

県立加古川医療センター

1 未収金について

平成29年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、472件、32,898,735円（消滅時効期間を経過した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

診療材料費のたな卸に当たり、単価入力を誤ったため、貯蔵品（診療材料費）が1件、190,007円過少計上となっていた。

県立淡路医療センター

1 未収金について

平成29年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、163件、16,576,469円（過大計上額及び消滅時効期間を経過等した未収金に係る正当貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 貸倒引当金の算定基礎とする未収金額を誤ったため貸倒引当金繰入額が85,208円過大計上となっていたほか、同繰入額が1件、20,080円過大計上となっていた。
- (2) 泌尿器科デジタルX線テレビ装置基盤交換モニタ取替等に伴う更新対象部品の除却に係る経理処理を行わなかったため、固定資産除却費が9件、1,819,003円過少計上となっていた。
- (3) 過年度入院料（患者負担分）の調定を減額する場合において、1件当たり10万円以上のときは（項）特別損失（目）過年度損益修正損で処理すべきであるのに、（項）医業外費用（目）医業外雑損失として処理したものが2件、578,417円あった。
- (4) 診療に係る未収金について、貸倒引当金の計上時期を誤ったことに伴い不納欠損の決定を漏らしたため、医業未収金が4件、308,172円過大計上となっていた。

県立ひょうごこころの医療センター

1 経営成績について

平成29年度の純損失は、前年度の312,266,482円と比較すると、158,935,123円減少し、153,331,359円となっている。

2 診療報酬請求事務について

生活保護に係る診療報酬請求に当たっては、医療機関が要否意見書を作成し、福祉事務所が同意見書に基づき医療扶助の給付決定をして医療券を発行することが必要となるが、同センターにおいて特段の理由もないのに同意見書が未作成となっており、それに伴い医療券の発行も行われていないため、1年以上前の平成29年3月以前に診療を行ったにもかかわらず請求の出来ていない診療報酬が7件、4,406,400円あった。

3 未収金について

平成29年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、59件、12,628,261円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る正当貸倒引当金計上額を除く。）である。

4 経理事務について

弁護士法人等債権回収業者に委託し、回収不能案件との報告があった未収金は、当該報告を受けた日の属する会計年度に貸倒引当金を計上すべきであるのに、これを計上していなかったため、貸倒引当金繰入額が2件、590,150円過少計上となっていた。

県立柏原病院**1 経営成績について**

平成29年度の純損失は、前年度の362,121,965円と比較すると、9,946,034円減少し、352,175,931円となっている。

2 未収金について

平成29年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、65件、3,841,495円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る正当貸倒引当金計上額を除く。）である。

3 経理事務について

- (1) 過年度医業収益の修正に当たり、正当調定額を（節）過年度個人医業未収金で調定すべきところ、（節）現年度個人医業未収金で調定したため、入院収益が1件、85,437円過大調定となっていた。
- (2) （節）修繕費で支出すべき医療用ガス供給設備修繕料1件、378,000円が（節）委託料で支出されていた。
- (3) 貸倒引当金の算定基礎とする未収金額を誤ったため、貸倒引当金繰入額が192,883円過大計上となっていた。

県立こども病院**1 経営成績について**

平成29年度の純損失は、前年度の3,684,659,703円と比較すると、3,306,998,271円減少し、377,661,432円となっている。

2 未収金について

平成29年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、87件、5,578,669円（消滅時効期間を経過した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

3 経理事務について

薬品のたな卸に当たり、集計を誤ったため、貯蔵品（薬品）が1件、424,087円過大計上となっていた。

4 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、自立サイン補修工事契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が1件（契約額2,488,968円）あった。

県立がんセンター**1 未収金について**

平成29年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は増加しており、83件、8,218,498円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）で

ある。

2 経理事務について

- (1) 貸倒引当金の算定基礎とする未収金額を誤ったため、貸倒引当金繰入額が53,818円過大計上となっていた。
- (2) 過年度に二重調定した入院料（患者負担分）を取り消す処理において、1件当たり10万円以上のときは（項）特別損失（目）過年度損益修正損で処理すべきであるのに、（項）医業外費用（目）医業外雑損失として処理したものが1件、151,660円あった。
また、過年度入院料（患者負担分）を還付する場合において、1件当たり10万円未満のときは（項）医業外費用（目）医業外雑損失で処理すべきであるのに、（項）特別損失（目）過年度損益修正損として処理したものが3件、21,003円あった。

県立姫路循環器病センター

1 未収金について

平成29年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前年度と比較すると未収金額は減少しているものの、47件、3,529,529円（消滅時効期間を経過等した未収金に係る貸倒引当金計上額を除く。）である。

2 経理事務について

- (1) 受託研究実施契約に係る委託料の調定を漏らしたため、その他医業収益が1件、64,800円過少計上となっていた。
- (2) 薬品のたな卸に当たり、単価を誤ったため、貯蔵品（薬品）が1件、420,119円過大計上となっていた。

県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター

経営成績について

平成29年度の純損失は、226,586,089円である。

(公安委員会関係)

篠山警察署

物品の損傷について

平成29年5月20日及び30年1月16日に発生した自損事故により、公用車2台を損傷（損傷額1,105,500円）していた。

3 財政的援助団体等

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

収入の促進について

平成29年度末現在における生活福祉資金貸付金償還金等の収入未済額は、前回監査を執行した27年度末と比較すると686,484,146円増加しており、4,942,185,424円である。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

未収金について

平成29年度末現在における診療等に関する未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、前回監査を執行した27年度末と比較すると未収金額は減少しているものの、89件、3,353,136円（徴収不能引当金計上額を除く。）である。

兵庫県住宅供給公社**1 収入の促進について**

- (1) 平成29年度末現在における公社住宅に係る家賃及び割賦金（分譲住宅入居者償還金、共益費）の収入未済額は、前年度と比較すると30,005,643円減少しているものの、128,181,076円で、うち6か月分以上の滞納は、101人（延べ1,509か月分）、84,208,648円である。
- (2) 平成29年度末現在における賃貸住宅の団地等に設置した駐車場に係る使用料等の収入未済額は、前年度と比較すると1,087,973円減少しているものの、17,148,804円で、うち6か月分以上の滞納は、82人、14,250,616円である。
- (3) 平成29年度末現在における賃貸住宅等の入居者が負担すべき経費の収入未済額は、前年度と比較すると14,084,696円減少しているものの、42,489,985円で、うち過年度分の滞納は、201人、40,483,835円である。

2 県から委託を受けた県営住宅使用料等の収納の促進について

平成29年度（30年5月末現在）における県営住宅使用料等の収入未済額は、前年度と比較すると30,653,886円減少しているものの、244,243,321円で、うち6か月分以上の滞納は、520人（延べ5,760か月分）、164,422,630円である。